

別 表

| 処分根拠条項 | 関係条項 | 処分手由 | 標準的な処分の内容 |
|--------|--------------|--|-------------|
| 20 | 9①一 | 評価員以外の者が住宅性能評価を実施した場合 ----- 評価員の必要人数の基準に適合していない場合 | 適合命令 |
| | 9①二イ | 機関の親会社が住宅関連事業者である場合 | 適合命令 |
| | 9①二ロ | 機関の役員に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えている場合 | 適合命令 |
| | 9①二ハ | 機関の代表権を有する役員が住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合 | 適合命令 |
| | 9①三 | 機関の評価の業務を行う部門に専任の管理者を置いていない場合 | 適合命令 |
| | 9①四 | 債務超過の状態にある場合 | 適合命令 |
| 21 | 15① | 評価の業務の実施義務違反 | 改善命令 |
| | 15② | 評価の業務の実施に関する基準に適合しない方法により評価の業務を実施した場合 ○ 評価方法基準等に従わずに住宅性能評価を行った場合 ○ 次に掲げる場合において、機関が住宅性能評価を実施した場合 ① 機関の役員又は職員が、当該機関に対して住宅性能評価の申請を自ら行った場合 ② 機関の役員又は職員が、当該機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について設計、工事監理、施工等を行った場合 ③ その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが機関の役員又は職員である者が、当該機関に対する住宅性能評価の申請を自ら若しくは代理人として行った場合又は申請に係る住宅について設計、工事監理、施工等を行った場合 ④ 上記①から③までに掲げる場合に準ずる場合であって、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合 ○ 機関の評価の業務を行う部門の専任の管理者が、当該機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者でない場合 ○ 評価員の資質の向上のための研修の機会が確保されていない場合 ○ 評価の業務の実施に関し支払うこととなる損害賠償のための保険契約を締結していない場合 | 改善命令 |
| 24②一 | 10② | 機関の名称、事務所の所在地、役員の氏名、評価を行う部門の専任の管理者の氏名の変更届出義務違反 | 業務停止命令 1月 |
| | 10② | 業務区域の増加に係る届出義務違反 | 業務停止命令 3月 |
| | 10② | 業務区域の減少に係る届出義務違反 | 業務停止命令 1月 |
| | 10② | 評価員選任・解任の届出義務違反 | 業務停止命令 1月 |
| | 12② | 機関の地位の承継の届出義務違反 | 業務停止命令 1月 |
| | 17 | 登録区分等の揭示義務違反 | 業務停止命令 1月 |
| | 18① | 財務諸表等の備付け義務違反 | 業務停止命令 1月 |
| | 19 | 帳簿の備付け・書類の保存義務違反 | 業務停止命令 1月 |
| | 23① | 評価の業務の休廃止に係る届出義務違反 | 業務停止命令 1月 |
| | 71② | 指定住宅紛争処理機関からの説明又は資料提出の請求を正当な理由なく拒んだ場合 | 業務停止命令 3月 |
| 24②二 | 16① | 秘密保持義務違反 | 業務停止命令 6月 |
| | 16① | その他評価業務規程によらず評価の業務を行った場合 | 業務停止命令 3月 |
| 24②三 | 18② | 財務諸表等の閲覧等の請求を理由なく拒んだ場合 | 業務停止命令 1月 |
| 24②四 | 16③ | 評価業務規程変更命令に違反 | 取消し |
| | 20 | 登録基準への適合命令に違反 | 取消し |
| | 21 | 評価の業務に関する改善命令に違反 | 取消し |
| 24②五 | 87④ | 負担金の納付をしない場合 | 業務停止命令 3月 |
| 24②六 | 22① | 評価の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 | 業務停止命令 1月 |
| | | 評価の業務の状況等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 | |
| | | 評価の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした場合 | |
| | 24②六 | その他評価の業務に関し著しく不適当な行為をした場合 | 業務停止命令又は取消し |
| 24②本文 | 評価の業務の停止命令違反 | 取消し | |
| 24②七 | 8等 | 不正な手段により登録を受けた場合 | 取消し |

(注) 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「24②一」は「法第24条第2項第1号」の意である。